

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 35(オ)611	原審裁判所名	札幌高等裁判所
事件名	建物収去、土地明渡等請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 38 年 10 月 1 日	原審裁判年月日	昭和 35 年 3 月 16 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 17 卷 9 号 1085 頁		

判示事項	抵当権の設定されていない同一所有者に属する土地およびその地上建物のうち土地のみを公売によつて競落した場合の法定地上権の成否。
裁判要旨	改正国税徴収法（昭和三四年法律第一四七号）施行前に抵当権の設定されていない同一所有者に属する土地およびその地上建物のうち土地のみが公売によつて競落された場合には、民法第三八八条を類推適用して地上権の設定があつたものとみなすべきではない。

全 文	
主 文	
	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	
	上告代理人野口一の上告理由（上告状記載分）について。 <u>民法三八八条にいう競売は租税滞納による公売処分（本件競落は昭和三二年四月一日に行われた）をも含むと解すべきことは所論のとおりである（最高裁判所昭和三五年（オ）第九四一号、同三七年九月四日第三小法廷判決、民集一六卷九号一八五四頁参照）。しかし、土地及びその上に存する建物がただ同一所有者に属しているというだけで、何らその土地又は建物が抵当の目的となつていない場合には、その土地が競売されたからといって右民法の特別規定を類推適用してその建物のため地上権が設定されていたものとみなすべきものと解することは困難である。論旨は理由がない。</u> よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 （裁判長裁判官 垂水克己 裁判官 河村又介 裁判官 石坂修一 裁判官 五鬼上堅磐 裁判官 横田正俊）

※参考：判例時報 356 号 33 頁